

助成金額

助成上限額 **100** 万円（対象経費の2分の1）

助成対象者

以下の全てに該当するかた

- ①館林市に住民登録があるかた（法人の場合は代表者）
- ②市税を滞納していないかた
- ③中小企業診断士による「**店舗診断**」を受けられたかた
- ④過去に市の類似する助成制度を利用していないかた
- ⑤リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるかた



対象店舗

以下の全てに該当するかた

- ①館林市内で建築後5年以上経過した建物で、営業実績が5年以上の店舗
- ②所有者から改装する同意が得られている店舗
- ③日本標準産業分類に基づく、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業のいずれかを営む「**来店型**」の店舗



対象工事

- ①申請時点で着工していない工事
- ②市内施工業者（市内に本店を有する法人または市内に住民登録がある個人）を利用した店舗リフォーム工事
- ③関係法令に違反しない工事
- ④申請年度内に事業が完了する工事



※店舗併用住宅においては、店舗部分の工事が助成対象となります
 ※建築確認を要する工事は、店舗の検査済証を有していること

その他

- ①原則、見積金額が助成対象経費となりますが、実際の工事費が見積金額を下回った場合は、その金額が助成対象経費となります
- ②本助成金は予算に達し次第、受付を締切とさせていただきます

申請方法

注意：着工前の申請が必要です！

